

公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会
「マリンエンジニアリングの航跡 ～未来へ続く先達の功績～」
認定基準

2022年9月30日制定

2023年9月29日改定

2024年9月27日改定

1. 目的

本認定事業は、海事産業の基盤となる船用工業分野における歴史的な転換点が連なる「航跡」をたどり、先人の努力・成した「功績」を認定することで、未来を担う技術者だけではなく海事分野に関わる人すべてに、社会・経済的な背景とともに技術的なものの見方を伝えていくことを目的とする。同時に、海事分野における先人の功績を広く社会に知らしめ、海洋国家としての日本を支える海事産業の重要性への認知を高めることを目指す。

本認定基準は、上記事業における認定対象を示し、認定の基準を示すものである。

2. 認定対象

本事業の認定の対象は、船舶の航行等に使用されているもの、あるいはかつて使用されていたもの、およびそれらに関連する施設や資料等のうち歴史的・技術的・文化的価値が高いもの、あるいはそれに関連する個人あるいは組織、とする。

なお、認定対象は何らかの形で現存する、あるいは存在したことが証明できるものとする。具体的な認定対象を以下に示す。

- (1) 人や物資を輸送する船舶のみならず、作業船、艦艇、実験船、調査船、海洋構造物などを含む浮体構造物全般に関連する機器。例えば、動力装置およびそれに関わる装置（燃料・潤滑油関連装置、変速機、センサー等も含む）、推進装置、制御・通信装置、荷役設備、環境装置（空調設備等）、貨物・乗客・乗員に関わる装置、安全に関わる装置、環境規制に対応するための装置（排ガス後処理装置、防汚塗料等）、省エネ関連装置。あるいは、複数の装置・機器からなるシステム。
- (2) それらの設計、製造、運用、研究、教育に関連した設備、工具、施設など。
- (3) 同じく技術資料、規則、標準、文書など。
- (4) 後世に伝承すべき重要な技術や歴史を示すもの。

上記に該当するものの中から、次項認定基準に照らして選定する。なお、主な利用分野が船用以外であっても、船用分野と関連が認められるものは、対象とすることを妨げない。また既に他の指定または認定を受けたものも含む。対象時代範囲は特に定めず、必要に応じて対象を遡及的に拡大することを妨げない。

3. 認定基準

船用工業あるいは関連する分野における技術の発展に大いに寄与し、または我が国の社会・文化・経済・生活・教育に大きく貢献したもので、同分野における以下の具体的要件のいずれかに相当するものを認定する。

- (1) 挑戦的技術、独創的技術、新規技術、あるいはそれらに関連する基盤的な技術。
- (2) 船用工業機器や船舶・海洋構造物等に大きな性能上の改善を与えた技術、あるいはそれに関連する基盤的な技術。
- (3) 設計上あるいは製造上の大きな進歩を与えた技術、あるいはそれに関連する基盤的な技術。
- (4) 新たな経済・産業分野の創造に寄与する、あるいは生活や利便性の向上に大きく貢献する等、社会的・文化的に重要で、歴史的転換点に関連したものの。
- (5) 技術の教育上、大きな貢献をなしたものの。
- (6) 歴史的に重要で、現在も活用中、または動態保存か初期状態を留めるもの。あるいは精緻に復元され学術的価値の高い装置・模型等。
- (7) その他特筆に値し、広く記録すべき価値のあるもの。

4. 所掌及び改廃

この基準は、「航跡」実行委員会の所掌とし、改廃は理事会の決議による。

附則

- この基準の作成は、「航跡」実行委員会による。
- この基準は、理事会承認のあった2022年9月30日から有効とする。
- この基準の改定は、理事会承認のあった2023年9月29日から有効とする。
- この基準の改定は、理事会承認のあった2024年9月27日から有効とする。

以上